

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「イギリスの遺族給付制度」
研究分担者 丸谷 浩介（九州大学法学研究院准教授）

研究要旨

イギリスにおける遺族給付制度は、1925年の寡婦給付・寡婦年金・寡婦母親手当によって始まっている。当初の給付目的は男性配偶者の死亡により遺族となった寡婦に対し、①夫の死亡により生じる直接の一時的なニーズに対応する給付、②主として生計を維持していた労働者たる夫の死亡により、就労していない妻と子に対する生活保障を目的としているものであった。このような制度構成は夫が働き、妻が家庭を守る性別役割分業に根差していたものであった。支給対象としての妻と死亡者たる夫との間は同性の法律婚でなければならなかったが、20世紀末頃からEU法との関係で支給対象者として妻が死亡した夫に拡大され、法の整備により同性婚も対象となった。しかし事実婚については証明の問題から対象とならなかった。さらに労働市場の変容により女性の就労率を高める政策が採られ、実際に女性の就労率も高まる中で老齢年金が個人単位化されてきた。遺族給付制度もこれに応じて上記②の性格が消失し、①の性格に応じた制度改正がなされた。2014年改正（2017年施行）では、配偶者の死亡時に一時金が支払われて死亡から直接に生じるニーズへ対応することと、配偶者の死亡から18箇月以内に就労生活を軌道に乗せるための給付へと変更された。このように遺族給付制度を有期給付とすることで、稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度へと移行することになっている。

A. 研究目的

遺族給付制度（遺族年金制度）は、社会保障法の中でも法の下での平等と現実の社会生活実態（家庭生活・就労生活）とのズレをいかに埋めるべきかという論点が常に問われ続ける。イギリスでは男女や法律婚、就労との関係といった事象が、遺族給付制度にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。これを受けてわが国の今後進むべき道筋について論点を提示することを目的としている。

上記の研究目的のため、①イギリスにおける遺族給付制度を整理するために文献資料を収集し、その全体像と特徴を明らかにする。②特に2014年改正（2017年施行）は研究期間中に未確定な部分も多く、施行直前まで議論している状況にあるので、関係当事者からのインタビューを受けて議論の整理を行う、③日本で議論されつつある遺族年金制度の男女間格差について、日本の議論状況を整理するとともに、イギリスの経験について検討を加える。

B. 研究方法

C. 研究結果

2014年改正（2017年施行）は、配偶者死亡から生じる直接のニーズと生活再建期の所得維持のための給付となった。

このような制度改正を必要としたのは、①制度そのものが複雑であること、②他制度との関係がわかりにくく、重複する場合もあること、③女性の就労環境が整備された結果、配偶者が死亡しても働くことが重要視された結果である。

これを可能にしたのは、①遺族給付以外にも利用可能な社会保障制度があることから、必ずしも遺族の生活が遺族給付を中心に構成されていたわけではないこと、②とりわけ生計維持者の死亡により、働くことができない遺族に関しては公的扶助制度が機能してきた歴史があること、③そもそも遺族給付制度は受給者の老齢年金支給開始年齢までしか支給対象となっていなかったことから、主として夫に先立たれた妻の所得保障としては機能していなかった歴史があること、等の理由がある。

他方で、現実的には①女性の就労率が高まっているとしても非正規雇用で生計を維持しうるに足りる賃金を受けることはまれであり、遺族給付の必要性は消滅していない、②遺族となった者の就労環境は千差万別であり、一律に一定期間で所得保障を打ち切るのは乱暴にすぎる、③一時金の使途は年々高騰する葬祭費用に対応するものであるから、その利益を受けるのは葬祭業者に過ぎない、という批判があった。

しかしこの改正は制度を小さくして構造を単純化したため、①再婚時に失権しないことから再婚促進効果を持つ、②公的扶助制度（ユニバーサル・クレジット）や給付キャップ制との関係では所得認定されないことから、他の社会保障給付に影響を受けずに給付の目的が実現できる、メリットを強調することができる。

D. 考察

イギリスの制度改正を可能にしたのは就労環境の変化のほか、他の社会保障制度が補完的に機能する余地があることを看過することはできない。男女間格差についてはEU法の影響という、いわば外圧がなければ実現したかどうか不明である。なぜならば、法律婚主義をめぐって改正議論が古くから続いているのであるが、それが未だ成立していないことから示される。このように、平等をめぐる理論的問題と、遺族の生活保障という就労実態（それは平等とは異なる次元で存在している）を反映した生活上のニーズに給付を行うと言うこととの間には、常に緊張関係を伴っているものということができる。就労環境を整備しようとしている段階であって、仮に同一労働同一賃金が成立したとしても男女間の賃金格差（就労期間を含む）や老齢年金の現実的な機能がすぐに男女間で同一になるものとは言いがたい。そうすると、イギリスのような法改正をわが国で行うことは、時期尚早であると思われる。

E. 結論

イギリスの遺族給付制度は、現実の生活実態に先んじて男女間格差を解消し、制度を小さくすることで就労促進効果を狙ったものといえる。このような制度改正を可能にするのは社会環境がそれを許容するからであり、また改正によって環境が整備されるという循環関係を持っている。わが国でこれを見た場合、遺族年金制度を改正することで社会環境・就労環境を変化させることは困難であり、他制度との連携を待って初めて実現するものと考えられる。それまで日本の遺族年金制度は一定程度現実を反映したモデルで展開せざるを得ないものということができる。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・丸谷浩介「社会保障としての求職者支援：イギリスにおける求職者支援と日本のへの示唆」労働調査（2017年1月号）18頁～21頁
- ・丸谷浩介「遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの改正動向」『週刊社会保障』No.2929（2017年6月）

2. 学会発表

- ・2016年9月9日「イギリスにおける遺族年金の廃止」社会法研究会
- ・2017年4月25日「遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの展開」社会法判例研究会

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「スウェーデンの遺族年金制度」
研究分担者 秋朝礼恵（高崎経済大学経済学部准教授）

研究要旨

現行の日本の遺族年金制度は男性稼ぎ主モデルの考え方を残した給付設計となっているが、女性の労働力化が進展するなかで遺族年金制度についても社会実態に合った所得保障の仕組みに見直すことが求められる。日本の制度のあり方に示唆を得るため、本研究の分担者として、スウェーデンの遺族年金制度の基本的な考え方や仕組みのほか今後の課題について調査した。

その結果、スウェーデンにおいて、1988年に遺族女性のみを対象とした寡婦年金が改正され、男女がともに受給できる調整年金制度に改正された背景には、女性の労働力化の進展や家族形態のあり方の変化があったことが分かった。また、男女ともに就労による経済的自立を基本とする「就労原則」により、大人への遺族年金の支給は基本12か月とされたことなどが明らかになった。さらに、ヒアリング調査により、今後の課題として制度担当者が指摘した事項は年金水準の男女間格差であり、遺族年金制度固有の課題というより年金制度全体にかかるものであったことなどが分かった。

A. 研究目的

今後の日本における遺族年金制度のあり方を検討するため、本研究の分担者として、①スウェーデンの遺族年金制度の基本的な考え方や役割について、②具体的な支給要件や給付額等について、③これまでの制度改正の経緯や今後の課題を明らかにすることを目的に研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①スウェーデンの遺族年金制度に関して文献資料を収集する、②制度運用を管轄する年金庁の担当者に対し、遺族年金制度の基本的な考え方や役割、支給要件や給付額等制度の仕組みおよびこれまでの改正経緯等についてヒアリング調査を実施する、③文

献資料およびヒアリング調査の結果をもとに調査項目についてまとめ、追加的文献収集・分析で情報を補い、④以上を踏まえて、日本の議論への示唆を得る。

C. 研究結果

スウェーデンにおける遺族年金は、1946年国民年金法に規定されて以降、長く遺族女性のみを支給される寡婦年金であった。1960年に一般付加年金が創設された年金制度改正の際、「家族年金（familjepension）」の考え方が導入されることにより、寡婦年金の支給対象が拡大され、遺児に対する児童年金が創設された。

しかし、その後、1960年代以降、女性の労働力化の進展がみられ、ついで家族のあり方も多

様化した。男女機会均等政策が推進され、この視点から各種の社会保障制度が性別に中立的な制度に改められた。寡婦年金についても 1983 年に次ぐ 2 度目の提案により、1989 年末に廃止された。

寡婦年金廃止に伴い導入されたのが調整年金で、男女ともに支給されるほか、基本 12 か月間と支給期間が限られているのが寡婦年金と大きく異なる点である。ここには男女機会均等のほか、就労原則の考え方が反映されている。すなわち、自らの就労による経済的自立を原則とし、遺族年金は配偶者等の死亡に伴う生活の再セットアップのための一時的な給付と整理されたのである。

他方、女性の労働力化の進展に伴う共働き化の一般化により、両親がともに経済的・日常的なケアの責任を負うなかで、子どもが一方の親を亡くすことの意味も変容する。そこで、児童手当については時限的給付とせず、18 歳に達するまでの給付として現在に至っている。

なお、寡婦年金廃止に伴い、非常に寛大な経過措置を講じたことで、現在でも同年金による給付が遺族年金給付の多くを占めていることなどがわかった。

D. 考察

1990 年の調整年金導入は、女性の労働力化の進展や家族のあり方の変化に対応するものであった。しかし、男女機会均等と就労原則はスウェーデン型福祉国家を支える基本的な考え方であること、性別に中立的な制度への改革が 1970 年代に進められていたことを踏まえると、遺族年金領域における改革はかなり遅れて実現されたとみることができる。しかしながら、1990 年改正により、社会保障の個人単位化が概ね完了したと評価することができるだろう。

E. 結論

日本における女性の労働力化の進展や、人口減少に伴う生産年齢人口の減少など雇用の面における構造変化を踏まえると、より多くの人口が就労しそれによって一定の経済的自立を果たすことが今後一層求められ、社会保障制度もその方向性に合致した形に改められることになるだろう。その際、就労原則や男女機会均等を貫く制度改正を実施したスウェーデンの事例は、参考になるのではないかと考えられる。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「フランスの遺族年金制度」
研究分担者 嵩さやか（東北大学 教授）

研究要旨

本分担研究は、本調査研究の最終的な目的に沿う形で、フランスの遺族年金制度（とりわけ、民間被用者が加入する一般制度と補足制度における遺族年金）の概要と変遷を追うことで、その理念を明らかにすることを目的とする。本分担研究は、文献・資料の収集と分析、現地調査（平成 28 年 7 月実施）、及び本調査研究に関する研究会での報告と議論により遂行した。

その結果、フランスの遺族年金制度については、以下の特徴が明らかとなった。第 1 に、老齢保険において遺族に対し支給される給付は、55 歳未満の遺族配偶者に対する経済的自立を目的とした有期の寡婦（夫）手当と、55 歳以上の遺族配偶者に対する終身の振替年金に分かれる。各給付の受給要件において、性別に基づく区別は制度創設当初より存在していないが、所得要件等により実際には女性が受給者の大部分を占める。第 2 に、振替年金は、1970 年代の女性の社会進出の進展や離婚法制の変化等にしたいがい、被保険者に経済的に依存していた配偶者の生活保障という性質から、被保険者による老齢保険料の拠出に対する配偶者の貢献を評価した一種の財産権としての性質を帯びるようになった。これとの関係で、離婚時の年金分割の仕組みのないフランスでは、被保険者の死亡時にすでに離婚していた元配偶者にも振替年金の受給権が認められる点が特徴的である。第 3 に、フランスの振替年金及び寡婦（夫）手当は、法律上の配偶者のみを対象とし、事実婚配偶者は対象としない。これは、法律婚と事実婚との間の法規制の違い（とりわけ、婚姻解消時の所得保障の仕組みの存否）により正当化されている。第 4 に、フランスの一般制度及び補足制度における遺族に対する給付は、遺族配偶者に対するものが中心であり、遺族たる子に対する給付は非常に限定的である。親を失った子への経済的保障は、家族手当制度内の家族支援手当によって行われるという制度的棲み分けが背景にあると考えられる。

A. 研究目的

現在日本では、女性のみならず男性も含めた働き方の多様化に伴い、性別役割分業の考えに基づく従来の家族モデルを前提とした遺族年金のあり方について、再検討が迫られている。そこで本分担研究においては、本調査研究の最終

的な目的に沿う形で、日本の遺族年金の今後のあり方についての検討の手がかりを得るため、フランスの遺族年金制度の概要と変遷を追うことで、その理念を明らかにするとともに、働き方の変化等の社会状況の変化に対しフランスではいかなる対応を行ってきたのかを分析するこ

とを目的とする。

B. 研究方法

フランスの年金制度は、職業ごとに分立する多数の制度によって構成されているが、本分担研究では加入者が最も多い民間の商工業分野の被用者を対象とした公的年金制度（一般制度及び補足制度としての ARRCO・AGIRC）に検討対象を絞った。

その上で、まず、フランスの一般制度及び補足制度における遺族年金に対応する給付（振替年金及び寡婦（夫）手当）の現行制度の概要を文献・資料の渉猟により把握し、次いで、平成 28 年 7 月に実施した現地調査にて、年金に関する公的機関及び研究機関を訪問し、遺族年金制度の理念や運営実務について調査するとともに、遺族年金制度に深く関係する家族手当制度についても調査を行った。こうした現地調査を踏まえてさらに文献・資料等を収集して、他の関連する制度も踏まえつつ、フランスの遺族年金制度の変遷と目的・理念を分析した。

この研究の過程において、3 回開催された研究会にて（平成 28 年 6 月、同年 11 月、平成 29 年 3 月）、フランスの遺族年金制度について調査報告を行った。

C. 研究結果

研究結果の詳細については、報告書を参照されたいが、概ね以下のような分析結果を得ることができた。

まず、被用者が加入する基礎制度である一般制度には、稼働能力を考慮した年齢（55 歳）によって区別される遺族配偶者のための 2 種類の給付があり、相互に目的・理念を異にしている。

1 つは、比較的低年齢（55 歳未満）の遺族配偶者に対する寡婦（夫）手当であり、遺族配偶者

の経済的自立促進のための一時的給付（現在では原則 2 年間）である。もっとも、給付額が少ない有期の同手当のみでは遺族配偶者の経済的自立支援としては不十分であり、給付後になお経済的自立が実現しておらず公的扶助に頼らざるを得ないケースも少なくないという問題を抱えている。

他方で、比較的高年齢（55 歳以上）の遺族配偶者に対しては、死亡した被保険者の老齢年金の一部を遺族配偶者に移転した振替年金が支給され、遺族配偶者の長期的生活保障が目指されている。補足制度である ARRCO・AGIRC の振替年金（55 歳から受給可）は、一般制度の振替年金に上乗せされることで振替年金全体の給付水準を引き上げている。

一般制度における遺族のための給付は、振替年金にしても寡婦（夫）手当にしても、遺族配偶者のみを対象とする。子の存在は振替年金の受給額の計算において考慮されるに止まる。寡婦（夫）手当においては、かつては子の扶養要件が課されていたため、子を持つ遺族配偶者のための給付であったが、現在では同要件は削除され、子の存在が給付に影響を与えることはない。また、補足制度の ARRCO・AGIRC では両親を失った遺児に対し振替年金が支給されるが、一方の親のみを失った遺児には振替年金が支給されないことから、やはり遺児への所得保障は制限的といえる。このように、子への経済的保障の点において社会保険たる一般制度や補足制度の機能は不十分ともいえるが、フランスでは家族支援手当という家族手当制度内の給付により、一方あるいは両方の親を失った子への所得保障が行われている。

また、振替年金・寡婦（夫）手当ともに、対象者は法律婚の配偶者に限られ、事実婚配偶者は排除されている。この違いは、法律婚と事実

婚（PACS 含む）との間の法制の違い（とりわけ、婚姻解消時の所得保障の仕組みの存否）により正当化されるとして、憲法院にて合憲と判断されている。

さらに、後述するように離婚した元配偶者にも振替年金が支給されることから、振替年金が複数の配偶者間で細分化されるという現在の仕組みは、遺族配偶者の生活保障の要請に反する側面があるが、フランスでは対象者自身（主に女性）の老齢年金受給権を充実させる仕組みとして「家庭の親のための老齢保険」が存在し、老後の所得保障における遺族年金（振替年金）の必要性を一定程度縮小させている。

D. 考察

本分担研究で浮き彫りとなったのは、一般制度の振替年金が、1945 年当初から現在に至るまで多くの改正を受け、その性格に変容が見られることである。すなわち、当初より、法律上に性別に基づく区別はなかったが、被扶養要件が課され、事実上、死亡した被保険者たる夫に経済的に依存していた遺族配偶者たる妻への生活保障としての性格が強かった。しかし、1970 年代における女性の社会進出の進展や離婚法制の改正等により、被扶養要件が（年金請求時も含めた）所得要件へと切り替わり男性も受給し易くなったとともに、離婚した元配偶者にも受給権が認められるようになった。こうしたことから、振替年金は、死亡した被保険者への経済的依存とは切り離された給付へと変化し、むしろ老齢年金受給権の構築において夫婦が共同で貢献したことに対する一種の「財産権」としての側面を有するようになったといえる。

もっとも、一般制度の振替年金には所得要件が課されているため、完全に財産権としての性格が貫かれているわけではなく、一貫したロジ

ックにしたがっていないとの特徴も見られる。この点、所得要件のない ARRCO・AGIRC の振替年金の方がロジックの一貫性が保てているともいえよう。

E. 結論

以上のフランスの遺族年金についての考察から以下の示唆が得られる。

第 1 に、一般制度では、終身の遺族年金（振替年金）の給付が、男女とも 55 歳以上に限られている点である。55 歳未満の遺族配偶者については、自立支援のための有期給付がなされるに止まる。こうした性別に関わらず年齢に応じて有期給付と無期給付とを組み合わせる仕組みは、日本でも検討の余地がある。しかし、フランスでは遺児のための家族支援手当の存在が 55 歳未満の遺族配偶者の所得保障を一定程度補っているものの、とりわけ女性の遺族配偶者については厳しい経済的状況に立たされるとの問題が生じている点は看過できないだろう。

第 2 に、振替年金が、老齢保険料の拠出における配偶者の貢献に対する一種の財産権として観念されている点である。財産権として遺族年金を捉えるとの観点は、日本の遺族年金では必ずしも認識されてこなかった観点であり、その観点を重視するとなると、遺族年金の受給要件のあり方（とりわけ、生計維持要件等の所得保障のニーズを計る要件）に大きく影響を及ぼす可能性があるだろう。

第 3 に、フランスの遺族年金の対象者は制限的であり、子であっても必ずしも対象となっていない点である。他方で、親が死亡した場合等、親からの扶養がなされていない子については、職業に関わらず全居住者を対象としたより普遍的な家族手当制度によって所得保障がなされている。こうしたフランスに仕組みに照らすと、

遺児に対する所得保障については、拠出要件を伴う社会保険の中で行うべきか、租税を財源としたより普遍的な制度（児童扶養手当等の社会手当制度等）で行うべきかという論点が見出される。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「ドイツにおける遺族年金制度」
研究分担者 渡邊絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

研究要旨

日本では、遺族基礎年金における男女で異なる取扱いは解消されたものの、遺族厚生年金に関しては、夫には妻にはない年齢要件が課されるなど依然として男女で異なる取扱いが残っている。遺族厚生年金にある男女で異なる取扱いについては、同様の内容を定めた地方公務員災害補償法上の遺族補償年金規定の合憲性が争われた平成 29 年 3 月 21 日最高裁判決を参考にすれば、なお合憲と判断される可能性が高い。しかしながら、女性の社会進出が進み、片働き世帯（夫が働き、妻は専業主婦）よりも共働き世帯の割合が高くなっているなど、近年の社会の状況に照らせば、遺族年金の在り方について再考すべき時期に来ていると考えられる。

本研究は、ドイツにおける遺族年金制度を調査研究することにより、遺族年金の在り方を検討する際の基礎的資料を提供するものである。調査研究の結果、ドイツでは男女で異なる取扱いは男女平等取扱いの要請から解消されており、さらに、近年の女性の社会進出等を背景に、女性の老齢時の所得保障の在り方が問われる中で、遺族年金制度の役割が整理され、自活可能な者に対しては就労への誘導が行われるなど、遺族年金の在り方が見直されていることが分かった。また、ドイツでは次世代育成に対する貢献を年金制度内で評価する姿勢が強化されていることが明らかとなった。

A. 研究目的

今後の日本における遺族年金制度の在り方を検討する際のドイツに関する基礎的資料を作成することを目的として、ドイツにおける遺族年金制度の変遷、一般年金保険制度（ドイツ公的年金制度の中核の制度）における遺族年金制度の概要とその理念・目的、近年の動向等について調査・研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①ドイツの遺族年金制度に関する文献資料を渉猟し、その全体像と

理念・特徴を明らかにするとともに、②現地における関係機関へのヒアリング調査を実施し、運用の実態や遺族年金に対する法政策論、近年の動向等を調査する。

C. 研究結果

①ドイツでは、かつては遺族年金の支給要件に関して男女で異なる取扱いが規定されていたが、男女平等取扱いの観点から出された連邦憲法裁判所の判決によって、男女差が解消されている。②遺族配偶者の自活可能性に基づき、給付の種類が2種類に分けられ、自活可能性が認

められる遺族配偶者に対しては、遺族年金の給付水準が低く抑えられ、かつ支給期間も有期化されており、就労への誘導が強力になされている。③遺族年金は「扶養の代替」給付であることから、他の収入との調整が行われ、再婚が失権事由とされていることに合理性が認められている。④女性の老齢年金受給権取得を推進する観点から、遺族年金の受給か、婚姻時の年金分割制度の利用かの選択制が導入されている。⑤次世代育成に対する貢献度が、遺族年金の受給額においても反映される仕組みが導入されている。以上のようなドイツの遺族年金制度の特徴が明らかとなった。

D. 考察

日本と同様に、ドイツでも（日本のような国民皆年金体制でない分より一層）、遺族年金は女性の老齢時の所得保障において大きな役割を果たしているが、その役割は、本来老齢年金によって担われるべきものであり、女性の社会進出を背景に、女性も自己の老齢年金受給権を獲得することが多くなったことから、遺族年金が老齢時の所得保障において果たす役割は縮減すべきであるとの方向性が示された。そしてその方針に基づく改正が、2001年年金改革によって実施されている。遺族年金が実際に果たしている役割を踏まえつつも、保障目的等から、そのあるべき姿や方向性を定めることが求められている。

E. 結論

日本では、遺族厚生年金において男女で異なる取扱いが残されているが、ドイツでは平等取扱いの観点から既に男女差は解消されている。遺族年金による手厚い給付が必要か否かは、性別ではなく、自活可能性（年齢、子どもの有無、

障害の有無）や当該個人の得ている収入（稼働所得、他の所得代替給付等との収入調整）から判断されており、日本においても示唆に富む内容となっている。また、年金財政が賦課方式であることから、子どもの養育に関する貢献度を年金制度内で評価する仕組みが整えられ、徐々に強化されている。このような次世代育成に対する対応は、年金財政との関係を考える際にも参考になろう。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・ 渡邊絹子「ヨーロッパの遺族年金について」年金と経済 35 巻 4 号 43-49 頁（2017 年 1 月）
- ・ 渡邊絹子「ドイツにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法 32 号 139-148 頁（2017 年 5 月）

2. 学会発表

- ・ 日本社会保障法学会第 70 回春季大会ミニシンポジウム①「遺族年金の国際比較」（ドイツにおける遺族年金の概要と理念）

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「アメリカの遺族年金制度」
研究分担者 丸山 桂（成蹊大学経済学部教授）

研究要旨

アメリカの公的年金制度（OASDI）には、日本の第3号被保険者制度に類似した、配偶者の拠出要件によって無業の専業主婦に、老齢年金や遺族年金制度を給付する制度がある。1939年の社会保障法改正によって配偶者年金給付と児童年金給付、遺族給付遺族年金としての寡婦、遺児、親に対する年金給付（寡婦や遺児などの他の遺族給付遺族年金受給者がいない場合）などの各種家族年金制度給付が導入された。その後、高齢の寡婦・寡夫に対する遺族年金制度は給付水準が引き上げられ、死別した配偶者の老齢年金（PIA）の100%を配偶者が遺族年金として受給できる。また、離別配偶者にも年金受給権が付与される独自の制度も創設された。老齢年金同様、遺族年金制度も年金課税の対象である。

女性の社会進出が進み、女性が自身の拠出に基づいた老齢年金を受給できるようになると、二重の権利（自身の老齢年金権と配偶者拠出による年金権）を持つ者が現れるが、両者の併給は認められていないため、二重の権利を持つ女性が遺族年金を選択すると、自身で稼得した老齢年金はいわば掛け捨ての状態になることが問題になっている。また、未婚化や受給権を得る以前の期間での離婚の増加など、家族年金の受給権を持たない者の増加も問題になっている。そして、EU諸国等で配慮されている子育て期間への配慮規定がないため、子育てや介護をする女性の年金額が低くなりがちであることが問題視されており、研究者などからは子育て期間の優遇措置の導入が提案されている。

A. 研究目的

女性の社会進出が進み、家族や就業形態が多様化するとともに、女性の働き方に中立的な年金制度の構築が求められている。

本研究では、アメリカの遺族年金制度の歴史、制度設計、給付水準の考え方や現在の問題点などを研究することで、日本の新しい遺族年金制度のあり方を検討する上での情報源となることが目的である。

B. 研究方法

SSA(Social Security Administration)担当者への文書による質問および文献調査によって行った。

C. 研究結果

1939年の社会保障法改正によって配偶者年金給付と児童年金給付、遺族年金としての寡婦、遺児、親に対する年金給付（寡婦や遺児などの他の遺族年金受給者がいない場合）などの各種

家族年金制度給付が導入された。当初は寡婦のみが遺族年金の対象であったが、裁判の判例などを経て寡夫にも対象が拡大された。また、離別配偶者に対しても婚姻期間等の要件を満たせば、遺族年金を給付するなど独自の制度を持つ。日本のような生計維持要件は親に対する遺族年金以外はない。しかし、世帯全体の給付水準が高くなりすぎないように、家族給付上限を設定する制度や完全引退年齢到達以前の者には、労働所得による所得審査が設定され、年金額が調整される仕組みがある。

アメリカの公的年金は老齢、障害、遺族年金とも連邦所得課税の対象である。個人単位で課税は行われ、連邦所得課税による遺族年金課税による税収は、OASI Trustee Fund に組み入れ、年金財源の一部となっている

女性の社会進出が進み、女性が自身の拠出に基づいた老齢年金を受給できるようになると、二重の権利（自身の老齢年金権と配偶者拠出による年金権）を持つ者が現れるが、両者の併給は認められていないため、二重の権利を持つ女性が遺族年金を選択すると、自身で稼得した老齢年金はいわば掛け捨ての状態になることが問題になっている。また、未婚化や受給権を得る以前の期間での離婚の増加など、家族年金の受給権を持たない者の増加も問題になっている。そして、EU 諸国等で配慮されている子育て期間への配慮規定がないため、子育てや介護をする女性の年金額が低くなりがちであることが問題視されており、研究者などからは子育て期間の優遇措置の導入が提案されている。

D. 考察

一見寛大な制度にみえるアメリカの遺族年金制度であるが、女性の社会進出や未婚化や離婚率の上昇など、制度創設時と大きく変容した社

会経済とは合致しなくなっている問題もあらわれている。Dual Entitlement という自身の年金権と配偶者の拠出による年金権を持つ女性の問題は、日本の遺族年金制度の問題点と非常に類似する。また、こうした制度設計にそぐわないライフコースをたどる者が老後貧困になりやすいという研究成果もあり、問題になっている。

E. 結論

アメリカの遺族年金制度は、男性稼得モデルを前提として展開されてきたが、女性のライフスタイルが多様化するとともに、負担と給付の公平性の問題、女性の貧困問題、子育て支援の評価のあり方など、新たな対応が求められている。これらの問題は日本でも重要な論点であり、今後の改革動向が注視される。今後、日本の遺族年金制度を再考する上で、アメリカにおける給付調整方法（所得審査や年金課税制度）は、参考にすべき点が多いと思われる。

G. 研究発表

1. 論文発表
 - ・なし
2. 学会発表
 - ・なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「遺族年金受給世帯の経済状況と税・社会保険料負担」
研究分担者 丸山 桂（成蹊大学経済学部教授）

研究要旨

税の公平性・中立性の確保は、税制の基本原則である。それは公的年金課税も例外ではない。日本では現在、遺族年金・障害年金は非課税扱いである一方で、老齢基礎年金や老齢厚生年金は課税対象所得となっている。

本研究は、遺族年金受給者実態調査から、世帯収入や遺族年金受給額の階層別に税・社会保険料負担の比較を行った。その結果、同じ世帯収入であっても、遺族年金の割合が小さい世帯の方がより高額な税・社会保険料を負担している可能性があることが示唆され、また「家計調査」による一般勤労者世帯の税・社会保険料支出額に比べ、その負担はかなり低いことが分かった。また、いくつかの大胆な前提条件をおいた上で遺族年金課税化の影響を試算したが、現行の税制を前提に課税最低限度額を設定した場合には、大多数は課税の影響を受けないであろうことが分かった。

ひとり親世帯に対する税制・社会保障制度のあり方を再検討する際には、正確な世帯収入の内訳、税制・社会保障制度の給付と負担、現状把握などの調査が不可欠である。ひとり親世帯像は多様化しており、寡婦控除導入時の理由とされた「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要する」根拠となる家計支出や経済的な問題以外の生活課題などのニーズの把握はその最たるものである。所得給付付き税額控除やひとり親世帯の就労支援、遺族年金制度と児童扶養手当の併給調整の見直しなど、多くの検討課題が残されている。

A. 研究目的

遺族年金の非課税問題は、税制面の公平性の問題だけにとどまらない。これまで日本では、政府・自治体による各種給付金、医療保険や介護保険などの社会保険料負担や利用者負担における低所得者世帯の判定材料には、「住民税非課税世帯」という指標が用いられてきた。遺族年金が一律非課税であることは、他の公共サービスの公平性の確保にも影響を与えることになる。議論を進めるには、ひとり親世帯の経済状況や

税制・社会保障制度を通じた各制度による便益の帰着、課税化をした場合の影響等の試算が必要であるが、遺族年金の公租公課問題の実証分析は非常に限られている。本研究では、厚生労働省「平成 27 年度遺族年金受給者実態調査」の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の経済状況やその税・社会保険料負担の状況を把握し、今後の制度のあり方を考えることを目的としている。

B. 研究方法

厚生労働省「平成 27 年度遺族年金受給者実態調査」の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の経済状況やその税・社会保険料負担の状況を把握した。

C. 研究結果

本研究は、遺族年金受給者実態調査から、世帯収入や遺族年金受給額の階層別に税・社会保険料負担の比較を行った。その結果、同じ世帯収入であっても、遺族年金の割合が小さい世帯の方がより高額な税・社会保険料を負担している可能性があることが示唆され、また「家計調査」による一般勤労者世帯の税・社会保険料支出額に比べ、その負担はかなり低いことが分かった。また、いくつかの大胆な前提条件をおいた上で遺族年金課税化の影響を試算したが、現行の税制を前提に課税最低限度額を設定した場合には、大多数は課税の影響を受けないであろうことが明かとなった。

D. 考察

ひとり親世帯に対する税制・社会保障制度のあり方を再検討する際には、正確な世帯収入の内訳、税制・社会保障制度の給付と負担、現状把握などの調査が不可欠である。本研究はデータの制約などが大きかったが、それでも遺族年金非課税による公平性の問題を示すことができた。

E. 結論

ひとり親世帯像は多様化しており、寡婦控除導入時の理由とされた「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要する」根拠となる家計支出や経済的な問題以外の生活課題などのニーズの把握はその最たるものである。遺

族年金制度の課税問題は単なる課税対象所得にすれば話がいいという単純な話ではない。所得給付付き税額控除やひとり親世帯の就労支援、遺族年金制度と児童扶養手当の併給調整の見直しなど、多くの検討課題が残されている。

G. 研究発表

1. 論文発表

・なし

2. 学会発表

・なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし